

## 2024年度 個別指導 指摘事項

### 1 調剤全般に関する事項

#### 1 処方箋の取扱い

「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

①用法及び用量の記載がない。

- ・ラキソベロン内用液 0.75%
- ・ランタス注ソロスター300 単位
- ・ボスミン外用液 0.1%

②外用薬 用法の記載がない。部位の記載が不適切である。

- ・外用薬全般 ・プロペト

#### 2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない(処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。)次の例が認められたので改めること。

① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ・高齢者に対する、ハルシオン 0.125 mg及び 0.25 mgの処方
- ・リオナ錠 250mg の1日1回夕食後の処方
- ・ザイザル錠5mg の1日1回夕食後の処方
- ・オメガー3脂肪酸エチル粒状カプセルの一日一回朝食後の処方
- ・カンデサルタン OD 錠 4mg の1日2回朝夕食後の処方
- ・アムロジピン OD 錠 2.5mg の1日2回朝夕食後の処方
- ・プレガバリン OD 錠 75mg 及び 25mg の1日2回の処方
- ・メプチンエア－10  $\mu$ g の1日3回投与

- ・トピロリック錠 40mg の1日1回投与
- ・ニフェジピン CR 錠 20mg の1日2回投与
- ・ルパフィン錠 10mg の1日2回朝食後及び就寝前の処方

①' 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

- ・ゾピクロン錠 7.5mg
- ・セルトラリン錠 50mg
- ・プラケニル錠 200 mg

①" 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方が疑われるもの

- ・オプソ内服液
- ・デノタスチュアブル配合錠
- ・ロコアテープ

② 倍量処方が疑われるもの

- ・デパス細粒1%

③ 投薬期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの

- ・4週を超えるクレナフィン爪外用液 10%の処方

④ 相互作用(併用注意)が疑われるもの

- ・ツイミーグ錠 500mg とメホルミン塩酸塩錠 250mg の併用

⑤ 漫然と長期にわたり処方されているもの

- ・ピリドキサル錠 10 mg    ・チコバール錠 500μg
- ・タケキャブ錠 10 mg
- ・ランソプラゾールOD錠 15 mg
- ・8週を超えるエソメプラゾールカプセル 20mg の処方

⑥ 検査値の確認ができていないもの

- ・セララ錠 25mg

- ・ミネプロ OD 錠 2.5mg
- ・エプレレノン錠 50mg
- ・ベンズブロマロン錠 50mg

### 3 リフィル処方箋の取り扱いについて

リフィル処方箋による調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

リフィル処方箋による1回目又は2回目(総使用回数3回の場合)の調剤を行う場合、リフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管していない。

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 調剤基本料及び薬剤調製料

調剤基本料及び薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・処置に用いる薬剤について算定している。

### 2 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ア 剤形の変更が不適なものを変更し算定している。
- イ 同等性の確認ができていないものに算定している。
- ウ 薬学的に問題ないと判断していない。
- エ 賦形剤の名称、分量等を含めた製剤工程の調剤録等への記載が不十分である。
- オ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。

## III 薬学管理料に関する事項

### 1 調剤管理料

#### 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・算定要件に該当しない調整について、「ロ 残薬調整に係るものの場合」を算定している。
- ・薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ・「イ 残薬に係るもの以外の場合」について、薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づいた変更でない場合に算定している。
- ・「ロ 残薬調整に係るものの場合」に、「イ 残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。
- ・患者希望にもかかわらず、算定している。
- ・薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載が不十分である。

## 2 服薬管理指導料

### 服薬管理指導料

次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ・服薬状況(残薬の状況を含む。)

疾患に関する情報

- ・既往歴

#### (1) 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること

次の事項の記載が不十分である。

#### ア 用法

- ・ミドロン酸錠 50mg の四週に一回投与の記載
- ・ボンビバ錠 100 mg
- ・ラジカット内用懸濁液 2.1%5mL

#### イ 副作用

- ・クロピドグレル錠 75 mg
- ・メトホルミン塩酸塩錠 250 mg及び 500 mg
- ・メトトレキサートカプセル 2 mg

(2)経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので、改めること。

次の事項の記載がない。

(ア)用法

- ・ジクトルテープ 75mg
- ・メトトレキサートカプセル 2mg

(イ)副作用

- ・ツイミーグ錠 500mg とメトホルミン塩酸塩錠 250mg の併用した際の副作用
- ・メトトレキサートの重篤な副作用

(3)特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

- ・抗炎症作用を目的として処方されたプレドニン錠 5 mg

イ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。

ウ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。

エ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

(4)外来服薬支援料

(1)外来服薬支援料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①処方医に了解を得ていない場合に算定している。

②一包化や服薬カレンダー等の活用により薬剤を整理していない。

(2) 外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①治療上の必要性が認められると判断していない。

②当該算定の範囲の薬剤について、自家製剤加算を算定している。

③外来服薬支援料1を併算定している。

④薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。

#### (5) 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

電話等により麻薬の服用状況・残薬の状況・保管状況を定期的に確認していない。

#### (6) 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重その他必要な事項等の確認内容について、手帳に記載がない。

#### (7) 服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)

服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)について、次の不適切な例が認められたので改めること。

当該保険薬局における直近の調剤において、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定していない。

### 3 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等について、次の事項の記載が不十分である。

当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医からあった緊急の要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨